

# 千葉県「赤ちゃんの駅」事業実施要領

## (目的)

第1 この事業は、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境づくりを進めるとともに、社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図ることを目的とする。

## (定義)

第2 この要領において、「赤ちゃんの駅」とは、市内にある公共施設、子育て支援施設、来訪者を限定しない民間施設等であって、次のいずれか一方、又は両方の提供が可能な施設で、希望する者が無料で利用できるものをいう。ただし、子どもの健全育成を妨げるおそれのある施設を除く。

### (1) 授乳ができる場所

(四方を隔壁で仕切られた部屋、又はパーテーションやカーテン等で仕切られたスペース等、プライバシーの確保がなされていること)

### (2) おむつ替えができる場所

(ベビーベッド等、おむつ替えができる設備を有していること)

## (利用者)

第3 利用者は、原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、利用は授乳又はおむつ替えを行う場合に限るものとする。

2 利用者は、原則として、紙おむつなどのごみを持ち帰るものとする。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意するなど、廃棄を許容している場合はこの限りではない。

## (「赤ちゃんの駅」への登録)

第4 「赤ちゃんの駅」への登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、現場調査を行うなどにより確認し、適当と認めるときは、これを登録するものとする。

3 登録された施設（以下、「登録施設」という。）の利用時間、利用場所や写真等の情報は、市のホームページ等に掲載するものとする。

## (運営管理)

第5 登録施設の代表者は、自己の責任において「赤ちゃんの駅」の運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運営管理の責任者を置くこと。

(2) 出入口をはじめ、登録施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。

(3) 登録施設の利用にあたっての安全の確保について、十分に配慮すること。

2 運営管理の責任者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 換気、保温、清掃等による清潔で良好な状態の維持
- (2) 事故や盗難防止等の安全管理
- (3) 不審者の侵入等の防止

3 「赤ちゃんの駅」の設備は、登録施設の代表者が自己の責任において提供するものとし、その提供は登録申込書に記載された内容に基づき行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、運営管理の責任者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

- (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が、運営管理の責任者の指示に従わなかったとき。
- (3) その他、施設管理上の支障があるとき。

(標示)

第6 登録施設は、標示用のステッカー等を利用者の目に付きやすい場所に掲示するとともに、外出中の親子が気軽に授乳やおむつ替えができるような環境づくりに努めるものとする。

2 ステッカー等については、市が用意し、その掲示及び管理は、運営管理の責任者が行うものとする。

(届出・確認)

第7 登録施設の代表者は、登録された内容に変更が生じるとき又は登録施設を廃止しようとするときは、あらかじめ変更・廃止届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じ、登録施設における本事業の実施状況について確認を求めることができる。

(登録の取り消し)

第8 市長は、登録施設を営む者又は登録施設が法令に違反したとき、その他登録施設として適当でなくなったと認められるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 千葉市「赤ちゃんの駅」登録申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団 体 名  
 代表者氏名  
 所 在 地  
 連 絡 先  
 電子メールアドレス

下記の施設について、「赤ちゃんの駅」に登録することを申し込みます。

施設名		
所在地		
電話番号		
交通手段 (最寄駅等)		
ホームページ・アドレス		
業務時間		
定休日		
駐車場 (有無、有料・無料等)		
赤 ち ゃ ん の 駅	サービス内容	1. 授乳場所の提供      2. おむつ替え場所の提供
	利用時間	
	利用場所 (階数・設備等)	
	利用にあたっての 留意事項	
	シンボルマークの 掲示方法	1. ステッカー      2. 吊下げ式パネル
その他特記事項		
担当者・連絡先		

千葉市「赤ちゃんの駅」変更・廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名  
 代表者氏名  
 所在地  
 連絡先  
 電子メールアドレス

下記の施設について、( 変更 ・ 廃止 ) を届け出ます。

登録施設名			
変更 する 項目 に つ い て 記 載 し て く だ さ い	施設名		
	所在地		
	電話番号		
	交通手段 (最寄駅等)		
	ホームページ・アドレス		
	業務時間		
	定休日		
	駐車場 (有無、有料・無料等)		
	赤 ち ゃ ん の 駅	サービス内容	1. 授乳場所の提供      2. おむつ替え場所の提供
		利用時間	
利用場所 (階数・設備等)			
利用にあたっての 留意事項			
その他特記事項			
担当者・連絡先			